

平成26年度津山市水道局物品等指定業者指名申請書提出要領

津山市水道局が発注する物品(水道処理薬品・水道資材[メーター・弁栓類])の指名競争入札(見積)に参加を希望される方は、次により関係書類を提出して審査を受けてください。

なお、上記以外の物品等(水道事業に直接関連性がない物品販売や役務提供)については、津山市財政部契約監理室に提出していれば、津山市水道局への提出は不要です。

また、平成25年度に登録された方についても、今回の申請は不要です。

1 提出場所

〒708-8501

岡山県津山市山北520番地

津山市水道局 業務課 庶務係

直通電話 (0868)32-2104、FAX (0868)22-9294

【参考:津山市ホームページURL(<http://www.city.tsuyama.lg.jp>)】

2 次に該当する者は入札(見積)の参加資格の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 申請日までに2年以上の営業実績がない者
- (3) 国税・市町村税を完納していない者
- (4) 営業に関し法令上必要とする免許・許可等がない者

3 受付期間

平成26年 4月 1日(火) から 平成26年 4月21日(月) (休日を除く執務時間)

(執務時間は、8時30分から17時15分までです。)

● 郵送での提出について

- ・ 津山市内に営業所のない市外業者の方は、郵送でも申請書を受け付けます。
- ・ 申請内容、添付書類等をよく点検したうえで、受付期間内必着でご提出ください。
- ・ 不備のある場合は、申請書を受理できませんので、あらかじめご了承ください。

4 この申請書の有効期間

平成26年 7月 1日 から 平成27年 6月30日 まで (1年間)

5 提出書類

・ **津山市水道局指定業者指名申請書**(様式1~5) **及び添付書類**(下記「7. 添付資料」を参照)

(申請書の様式は、津山市水道局のホームページからダウンロードできます。)

津山市の様式を準用することも可能です。(津山市契約監理室のホームページからダウンロードできます。この場合、宛名を「津山市水道事業管理者」と変更してください。)

6 留意事項

・ 名簿に登載された場合でも、必ずしも指名を受けられるものではありません。

7. 添付資料

添付書類は下記のとおりです。（○ = 必ず ● = 必要に応じて提出）

添付書類名	申請者		説明（証書交付機関等）	備考
	法人	個人		
津山市税の納税証明書	○	○	・法人の場合、法人分のほかに代表者分（津山市に納税義務のない方を除く）も必要です。 （津山市役所 2 階税制課 番窓口）（3/26 以降）	原本 （コピー不可）
国税（消費税）の納税証明書	○	○	・「その 3」（個人・法人で免税事業者含む） ・「その 3 の 2」（個人用） ・「その 3 の 3」（法人用） 上記 3 種の納税証明書のうちのいずれかで、滞納のないことのわかるもの（税務署）	コピー可
登記事項証明書	○	-	法人登記事項。（法務局）	コピー可
印鑑証明書	○	○	・個人は印鑑登録証明書（市町村役場） ・法人は法人代表者印の印鑑証明書（法務局）	コピー可
住民票	-	○	・市町村役場で交付（津山市の場合は、本庁 1 階市民課及び各支所市民生活課）	コピー可
身分証明書	-	○	・代表者の本籍地の市町村役場で交付 ・法人は不要（登記事項証明書で確認）	コピー可
財務諸表（決算書）	○	○	・法人は、最新（申請書提出前 1 年の事業年度）のもの ・個人の場合は、確定申告書の写しと決算書（青色申告決算書 [青色申告の方] 又は収支内訳書 [白色申告の方] 又は申告書 [市民税申告の方]	コピー
委任状	●	-	年間を通じ、入札・見積・契約の締結を委任する場合に提出。	原本 （コピー不可）
営業許可証等の写し	●	●	営業許可、認可、登録等を必要とする業種は、これを受けていることを証する書面。	コピー
特約店又は代理店証明書の写し	●	●	特約店又は代理店の場合、証明書の写し。	コピー
津山市暴力団排除条例に係る誓約書	○	○	津山市水道局ホームページよりダウンロード 代表者名を記載・実印を押印のこと	原本 （コピー不可）

注意：公的機関の証明書類は、直前 3 ヶ月以内に発行されたものに限り有効とします。